



### (3) 帰宅時刻について

4月～9月 小学部・中学部は午後6時、高等部は午後7時までには帰りましょう。

10月～3月 小学部は午後5時、中学部・高等部は午後6時までには帰りましょう。なお、日没後の外出は保護者同伴とします。

### (4) 禁止行為について(以下の行為を禁止とします)

ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、及びいじめ行為。

イ 児童生徒のみでの遊技場、娯楽施設への立ち入り。(ゲームセンター、カラオケ、ボウリング場、インターネットカフェ、パチンコ店等)

ウ 窃盗、万引き、わいせつ行為。

エ 交通規則違反行為。

オ 保護者の許可を得ていない友人宅等への外泊・深夜の無断外出。

### (5) 友人とは、節度を守り、お互いを尊重し合っ、健全な交際を心がけましょう。

### (6) 学校の物品は、大切に使いましょう。(許可なく持ち出さないこと。学校内の公共物は大切に、故意に破損した時は弁償することになります)

## 5 携帯電話・スマートフォン

(1) 携帯電話の所持については、保護者と十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルール(料金・フィルタリング等)を守って使用するようにしましょう。また、個人情報を守るために、パスワードを設定しましょう。

(2) 携帯電話の校内持ち込みは原則として禁止とします。ただし、保護者から申し出があった場合、特別にこれを認めます。(「携帯電話・スマートフォン等持ち込み届」を提出すること)

(3) 学校に持ち込む使用目的は、登下校時及び保護者・学校との緊急連絡に限ります。登校後は担任に預け、下校時に受け取りましょう。

(4) 家庭では午後10時以降に携帯電話を使用しないようにしましょう。(熊本県教育委員会 くまもと携帯電話・スマートフォン利用5か条より)

(5) 節度ある利用を心がけましょう。(SNS等への個人情報や他人を誹謗中傷する内容の書き込み、見知らぬ人とのやりとりをしない)

## 6 交通に関する規定

(1) 通学・自転車利用について(利用とは、現場実習等での利用のことを指します。)

ア 自転車通学・利用をする場合は、保護者から学校に「自転車通学・利用許可願」を提出してもらいましょう。(距離、道路状況、運転能力、危険認知能力等を考慮した上で通学・利用を許可します。)

イ 安全上ヘルメットを必ず着用しましょう。(色、形は問いませんが、安全が確認されたマーク表示があるものを使用します。)

ウ 自転車は保護者と一緒に責任をもって年に1度整備・点検し、TS マークを貼り、乗るようにしましょう。

エ 自転車には学校指定のステッカーを貼り、校内指定の駐輪箇所にとめましょう。(通学生のみ)

オ 雨天時は、カッパを着用しましょう。

カ 自転車通学生・利用生は本校の「自転車講習会」を受講しましょう。

キ 自転車安全利用五則を守りましょう。

### (2) 各種運転免許取得について

ア 原付運転免許について

① 取得できるのは高等部3年生のみとし、卒業後の生活範囲拡大(進路等)のためなど、正当な理由がある場合に限り。必ず「原付免許試験受験許可願」を提出し、校長の許可を得ましょう。

② 保護者の責任の下、免許取得に臨みましょう。

③ 原付免許取得後の、原付での通学は認めていません。

## イ 自動車運転免許について

自動車運転免許は、将来の就労のために必要な場合、校長の許可を得て取得できます。高等部3年生の冬休み以降に限り、「自動車学校入校許可願」を提出します。学習状況・出席状況・進路状況等を考え、慎重に生活指導部、主事等で審議します。条件については、本校が定める「本校生の自動車免許取得に関する規定」を参照しましょう。

## 7 アルバイト

(1) 原則としてアルバイトは禁止です。高等部の生徒で以下の条件を満たす生徒に限っては、認めることがあります。

ア 学校生活全般において、支障がないこと。

イ 学校生活態度及び生活習慣等に問題がないこと。

ウ 本人の携帯電話や嗜好品への出費が最小限に抑えられていること。

エ 経済的理由等により、保護者から申請があった者。

オ アルバイト報酬は、全て保護者に預けること。

カ 本校が定める「アルバイト許可願申請書」を校長に提出し、許可を受けること。

キ 保護者の責任において行うこと。

(2) 時間は午前8時から午後5時までとします。期間は、原則として夏季休業中21日(3週間)、冬季休業中10日以内とします。

(3) アルバイトによって生活に悪影響が出ると判断した場合は、アルバイト許可を取り消します。

## 8 政治的活動等

※政治的活動等とは、特定の候補や政党に投票するよう頼んだり、応援を誘ったりすること。(政治的活動)

(1) 18歳未満の児童生徒による選挙運動は禁止とします。また、18歳以上であっても、校内(学校が管理する施設内)における選挙運動は禁止とします。

(2) 電子メールを使用した選挙運動は、年齢に関係なく行わないようにしましょう。

(3) 特定の候補者を当選させるために、お金や物のやりとりはしないようにしましょう。

## 9 特別な指導

(1) 規則を守ることができない児童生徒については、特別な指導を行います。

(2) 特別な指導は、本人の反省・立ち直りの期間として、他の児童生徒とは別に活動を行います。自分の反省ができるよう、活動内容は担任と生活指導部で検討します。

(3) 特別な指導等により、現場実習を中止することもあります。

※きまりや、社会規範に反する行動を行った場合、別に定められたマニュアルに従い対応します。

この規則は平成26年4月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改訂

平成29年4月1日一部改訂

平成31年4月1日一部改訂

令和4年4月1日一部改訂

令和5年4月1日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂

令和7年4月1日一部改訂

令和8年4月1日一部改訂

保護者・天草学園の皆様へ

子供たちがよりよい生活を送れるよう、保護者の皆様にも御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、この「熊本県立天草支援学校児童生徒のきまり」につきまして御質問などありましたら、学校に御連絡下さい。

天草支援学校生活指導部